

入札説明書

秋田県警察本部では、「国有財産（回転翼航空機）等の売払い」に係る一般競争入札を実施します。

入札に参加する方は、この説明書をよく読み、次の各事項を承諾して参加してください。

1 契約担当官等の氏名及びその所属する部局名称並びに所在地

(1) 契約担当官等の氏名

契約担当官 秋田県警察会計担当官 森田 正敏

(2) 所属する部局

秋田県警察本部

(3) 所在地

秋田県秋田市山王四丁目1番5号

2 競争入札に付する事項

(1) 件名

国有財産（回転翼航空機）等の売払い

(2) 売払物件

ア 機体 川崎式BK117C-1型 1式

イ 物品 水平位置指示器 以下 18品目

詳細は、別紙1「航空機仕様書」のとおり

(3) 落札代金の納付方法等

歳入徴収官秋田県警察会計担当官が発行する納入告知書により、納入告知書に記載された期日までに納入すること。

(4) 引渡場所及び引渡期日

ア 場所 秋田県秋田市雄和椿川字山籠40-1 秋田県警察航空隊

イ 期日 代金の納付の日から令和5年12月27日（水）まで

(5) 引渡条件等

ア 機体及び物品は現状での引渡しとし、落札者は本契約締結後に不具合や隠れた瑕疵等を発見しても、代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

イ 所有権移転の時期は、代金を納付した日とする。

ウ 代金納付後速やかに領収証書の写しを提出すること。

エ 本機体に記載されている警察名、警察マーク、日章旗、登録番号、愛称名の表示については、落札者の負担において、所有権移転の日から引渡しまでに上記引渡場所において、外観から判別できないように消去し、その履行状況について別途指定する者から確認を受けること。（確認前の引渡しは認めない。）

オ 前各号に係る必要経費及びその他契約締結後に生じる経費の全ては落札者の負担とする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国有財産法第16条及び物品管理法第18条の規定に該当しない者であること。
- (4) 他の契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 令和4・5・6年度全省庁統一に係る競争参加資格「物品の買受け」の資格を有する者であること。
- (6) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等に暴力団があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
 - イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
 - エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

4 担当部局

郵便番号 〒010-0951
秋田県秋田市山王四丁目1番5号
秋田県警察本部警務部会計課管財係
電話番号 018-863-1111（内線2267）
FAX番号 018-824-2303

5 入札（物件）説明会の日時及び場所

- (1) 日時
令和5年9月22日（金） 午後1時30分から開始
- (2) 場所
秋田県秋田市雄和椿川字山籠40-1 秋田県警察航空隊
入札（物件）説明会に参加を希望する者（売払物件の現物確認を希望する者を含む）は、令和5年9月20日（水）までに、ファクシミリ又は電子メールにより前4の担当部局に入札（物件）説明会参加申込書を提出すること。
なお、新型コロナウイルスの感染状況や参加希望人数により、入札（物件）説明会の日時を変更する場合がある。

6 入札説明書等に対する質問

- この入札説明書に対する質問がある場合には、質問書により下記提出期限までにファクシミリ又は電子メールにより前4の担当部局に提出すること。
- (1) 提出期限
令和5年9月29日（金） 午後5時
 - (2) 質問に対する回答方法

文書又は電子メール等で回答する。

7 入札の手續等

(1) 入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和5年10月24日（火）午後5時 必着

イ 提出場所 4 担当部局に同じ

(2) 開札の日時及び場所

令和5年10月25日（水） 秋田県警察本部第二庁舎 3階会議室

(3) 入札方法 2の(1)の件名で、総価で入札に付する。

(4) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書は、入札内訳書とともに2の(1)の件名の入札書であることを明記した封筒に封かんし、表封筒の表面に「入札書在中」と朱書きすること。また、入札は1回目不調の場合、2回目まで行われるため、別封で何回目かを明記し2通提出すること。

8 郵送による入札の手續

郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による入札を行う者については、以下のとおりとする。

(1) 入札方法 2の(1)の件名で、総価で入札に付する。

(2) 入札書の提出期限及び提出場所

7(1)のとおり

(3) 入札書の記載方法等

入札書は、入札内訳書とともに2の(1)の入札書であることを明記した封筒に入れ封かんし、当該封かんした封筒を別の封筒に入れて二重封筒とし、封筒の表面に「入札書在中」、「親展」の文字を朱書きし、書留郵便により7の(1)アの提出期限までに確実に到達するように郵送すること。また、入札は1回目不調の場合、2回目まで行われるため、別封で何回目かを明記し2通郵送すること。2回目の入札を辞退する場合は入札書の金額欄に「辞退」と記入したものを封筒に入れ送付すること。2回目の入札書が同封されていない場合も、入札を辞退したものとみなす。

9 入札書の義務等

この入札に参加を希望する者は、令和5年10月6日（金）午後5時までに入札参加申請書、令和4・5・6年度全省庁統一参加資格「物品の買受け」の資格審査結果通知書の写し及び役員等一覧を4の担当部局に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。封筒には「入札参加資格申請書在中」と朱書きすること。また、期限までに確実に到達するように郵送すること。）で提出しなければならない。なお、秋田県警察から当該書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、提出された書類は秋田県警察において審査するものとし、上記入参加資格に適合していると判断されたもののみ参加できるものとする。競争参加資格の確認結果につ

いては、入札参加申請書を提出した全ての者に令和5年10月20日（金）までに通知する。
なお、入札参加申請書を提出した後に入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届（様式不問）を提出すること。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者の入札
- (2) 委任状を提出しない代理人の入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正・誤字、脱字、脱漏等により意思表示が不明確な入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 二以上の意思表示をした入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とする。

12 開札の方法

入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人の立ち会がない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。

13 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちにくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことが出来ないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

14 落札者決定の取消し

落札者決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

15 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 入札回数
2回までとする。ただし、2回目の入札により落札者がいないときは、予算決算及び会計令第99条の2の規定により最高価格の入札を行った者と随意契約する場合がある。
- (5) 契約の締結期限
落札者の決定の日から速やかに契約書の取り交わしをするものとする。